

(別添4) 第3次生物多様性国家戦略案 に対する意見提出様式

氏名：国際環境 NGO FoE Japan 森林プログラム 江原 誠

住所：東京都豊島区池袋 3-30-8 みらい館大明 1F

電話番号又はメールアドレス：03-6907-7217 ehara@foejapan.org

年齢： _____

性別： _____

及び については、企業・団体の場合は不要

該当箇所及び御意見（ 御感想や評価なども適宜御記入ください）

整理	頁	行	項目名等	御意見
----	---	---	------	-----

番号
事務局
記入
箇所

全体の感想を通しての意見

- ・ 生物多様性は国民の生活基盤を成す大切なものです。しかし本文書は、膨大かつ難解で、多くの国民にとって自らに関係のあるものとして理解・認識することは困難です。一部の専門家や関係者だけの国家戦略ではないはずです。ただでさえ「生物多様性」というコンセプトは理解が進んでいないのですから、一人一人の国民が自覚できるような国家戦略にしていっていただきたいと思います。多くの国民は、生物多様性という言葉をつかわなくても、過去数十年の変化をみれば、自然が失われていることに十分に気がついていきます。
- ・ 100年後のグランドデザインはとてもすばらしいと思います。しかし、第2部の具体的施策となると、既存の施策を切り出し寄せ集めて並べ替えたものを国家戦略としている印象が拭えません。第1部のグランドデザインや基本戦略と、第2部の行動計画の関係性があいまいです。対処療法的・部分最適化の対策の寄せ集めは全体の最適化には繋がりません。100年後グランドデザインに向けたロードマップや、期限と数値目標のある行動計画（達成度が計測可能）が必要です。
- ・ 日本国内だけをみれば100年後グランドデザインはすばらしいのですが、現代の日本の経済活動は海外への開発投資や資源調達などを通して世界各地の生物多様性に対して非常に大きな影響を及ぼしています。本国家戦略全体を通してこの視点が決定的に不足しています。日本として社会的責任のある経済活動を実現することは最優先課題です。
- ・ 拡大する経済活動の問題を指摘しているのですから、生物多様性保全に資する秩序と責任ある経済活動を実現させる強い政治的意志と具体的対策が必要です。
- ・ 保全地域を指定拡大していくことも大変重要ですが、囲い込まれた指定地域のなかだけで生物多様性を保全していくのではなく、土地利用政策全体の問題として、国土利用計画や土地税制などに切り込み、生物多様性に恵まれた豊かな生活環境が実現するようなまちづくりやランドデザインを実現していただきたいです。道路を作るときの配慮も必要ですが、不必要な道路開発を見直すべきですし、固定資産税や相続税が払えずに緑地が手放されることが無いようにしていただきたいです。
- ・ 日々の消費生活において、何を食べるか、どれを買うかが国内外の生物多様性に密接に関わっています。国土の8割を占める田園や里地里山を保全するためには、日本の食料や林産物の自給率を上げる事と密接に関係するはずです。また自給率の向上は世界的な生物多様性の破壊を緩和するためにも重要であります。

	45～	第1部第3章 第2節 2 基本的な姿勢 3 国土の特性に 応じたグランド デザイン	100年後グランドデザインは素晴らしいですが、実現に至る道筋が見えてきません。グランドデザインに向けたロードマップや、期限と数値目標のある行動計画（達成度が計測可能）を示し、国民が希望をもてるような国家戦略として頂きたいです。
--	-----	--	---

70 ~	第 1 部第 4 章 第 2 節 基本戦略 地球規模の視野 を持って行動す る	<p>わが国の経済活動は、世界の生物多様性に大きな影響を与えており、その影響を抑制するための対策を行う必要があります。</p> <p>わが国の食糧、林産物、鉱工業原料の輸入や、資源・エネルギー投資における生物多様性への外部不経済を回避するため、生物多様性へ配慮した調達基準や投資基準、貿易規則の導入、国内自給率の向上と合わせた輸入量の抑制など経済面での対策が必要不可欠です。</p> <p>公的資金・民間資金を問わず、我が国からの海外事業への投融資にあたっては、生物多様性に配慮した基準整備が必要です（JBIC 環境社会配慮ガイドラインや赤道原則など）。</p>
104 ~	第 2 部第 1 章 第 4 節 農林水産業 (基本的考え方) <4 つの基本的な方針>	WTO や FTA・EPA など貿易・投資に関わる国際的枠組みにおいて、生物多様性に配慮した、公正な競争環境を実現するルール作りに積極的に貢献すべきです。
223 ~	第 2 部第 2 章 第 3 節 普及と 実践 2. 経済的措置	
257 ~	第 2 部第 2 章 第 4 節 4. 開発途上国への 協力	

111 ~	第2部第1章 第5節 1. 森林 [国有林野の管理経営の推進]	奥地山林や急傾斜地、アクセス困難な林地など経済的にペイしない林業不適地や、首都圏近郊など国民が直接利用する機会が多い森林においては、地域本来の自然植生への回復を積極的に進めていただきたいです。これは公共性の高い事業であり収益を目的とするものではないので、行政が責任を持って担っていただきたいです。
115 ~	[広葉樹林化、長伐期化などによる多様な森林への誘導]	一方、民有林の大部分を占める小規模所有者においては、長期的な観点からの計画的・効率的な森林経営が行われていない状況です。そのような民有林では所有と経営を分離し、持続可能な森林経営のもとでの効率的な木材生産ができる事業体を育成し、これら事業体が経営を担っていくべきです。事業者が民有林の経営責任を負い、所有者の異なる小さな民有林経営を一手に引き受けられるようにすることにより、民有林の広範な規模での計画的な管理を実現させることが大切です。
115 ~	[施業の効率的かつ効果的な実施]	その際、森林経営のレベルを国際水準に引き上げ、森林経営の透明性、説明責任を国民に対して担保するため、森林認証の積極的な普及を図るべきです。
115 ~	[森林整備の適切な実施に必要な地域における活動の確保]	
115 ~	[公的な関与による森林整備の促進]	

120 ~		<p>第2部第1章 第5節 1.8 国民参加の 森林づくりと森 林の多様な利用 の推進</p>	<p>ボランティアによる森づくりには森林環境教育として優れた効果がある一方、全国に膨大にある森林管理の担い手として主役にはなりません。地域的にもこうした活動は都市近郊でアクセスしやすいところに限定されます。全体として見ればボランティアによる森づくりは非常に規模が小さく、効率は低いので、環境教育にのみ有効であるというスタンスのなかで取り組むべきと考えます。</p>
131 ~		<p>第2部第1章 第6節 1. 田園地域・里 地里山 1.5 農村環境の保 全・利用と地域 資源活用による 農業振興</p>	<p>里地里山もまた農村環境と同様に、農業生産活動などの人の働きかけにより維持されている自然環境です。里地里山は、農林製品の生産行為による副産物です。したがって里地里山の生物多様性の保全や多面的機能の発揮のためには、農林製品の自給率を大幅に回復することが必要です。そのために、自給率回復への強い意志を示す明確な目標とその達成年度を行動計画に盛り込むべきです。</p> <p>また、農林水産業衰退の背景には、都市への人口集中問題が背景にあることから、グリーン・ツーリズムにおいては、施設の宿泊者数のみならず、定住数の目標も掲げるべきであり、農村・山村に都市人口（特に若者）を誘導できるような政策を策定すべきです。</p>
135 ~		<p>第2部第1章 第7節 都市</p>	<p>大都市郊外における緑地喪失に歯止めをかけるため、宅地開発、都市開発の抑制を一層強化していただきたいです。高い固定資産税や相続税から農家や林家が土地を手放してしまうことに対処するため、税優遇や所得補助など経済制度面からも対策を行っていただきたいです。</p>

220 ~		第2部第2章 第2節 3.2 国産バイオ燃料の推進	<p>原料収集における必要量確保や経済性の問題、精製コストやエネルギーCO2 効率の観点から国内産バイオ燃料の大規模導入はまったく現実性がありません。これに過度に期待することは、国民の税金の無駄遣いや海外原料への依存と現地での生態系破壊を加速しかねないので国として大規模に推進することは速やかにやめるべきです。液体バイオ燃料ありきではなく、熱利用などふくめバイオマス資源を最も効率よく利用できる形態を地域ごとの特徴にあわせて選択し、地域内利用を優先して進めていくべきです。</p> <p>また、拡大が見込まれるバイオ燃料の輸入についても、生物多様性に配慮した輸入が実現されるよう明確な規則基準づくりが必要です。</p>
234 ~		第2部第2章 第3節 普及と実践 (基本的考え方)	<p>5. 人材の育成</p> <p>個人ベースの自己努力も必要であるが、強調しなければならない点は、大量生産・大量消費のライフスタイルの形成に大きく関与している企業による経済活動が生物多様性に大きな影響を与えているという点です。企業の経済活動に関してはCSR が言及されていますが、基幹業務そのもので生物多様性への負荷を回避する取り組みを定着させることが必要です。</p> <p>NGO を実践主体として更に活用できるよう、NGO の人材育成にも焦点が当てていただきたいです。</p>
244 ~		第2部第2章 第4節 国際的取組 2.7 砂漠化対処条約	<p>「具体的施策」として砂漠化の進む主な地域に、砂漠化防止・砂漠緑化の研究をするとともに現地住民内に研究者・実践者を育成する「研究実践センター」の設立が望まれます。その運営を支援し協力することが望まれます。</p> <p>中国、中東、アフリカなど地域独特の条件があるため、それぞれに対応できる砂漠緑化するための研究が必要です。</p> <p>現地側による研究・実践、意識改革がなければ砂漠化防止の成果はできません。砂漠化防止の対症療法では永続する成果は期待できません。現地側の立ち上がりを支援する観点を入れていただきたいです。</p>

250 ~		<p>第2部第2章 第4節 国際的取組</p> <p>3.4 持続可能な 森林経営と違法 伐採対策問題</p>	<p>現在取り組まれている違法伐採対策としてグリーン購入法がありますが、現状では効果は限定的であり、これだけでは不十分です。調達ガイドラインの改善強化、水際において違法材や違法動植物の取引を阻止・禁止する法制度、JAS法において木材製品の生産地、樹種表示の義務化を図るなど、の対策が必要です。</p> <p>また、グリーン購入法の対象を民間まで広げていかなければなりません。特に建築、建設、出版印刷等の業界は重要です。一般国民に対しては木材利用の意義と森林の問題についての教育を義務教育に取り入れていくべきです。</p>
258 ~		<p>4.4 農林水産分 野における地球 環境保全への貢 献</p>	<p>グリーン購入法の対象分野を、木材だけでなく食料品やバイオマス資源、エネルギー資源などにも拡大し、更には基準を強化し、合法性のみならず生物多様性も盛り込んだ持続可能性にシフトさせる必要があります。</p>